

と申すのであります。先ず第一にこの復金の中小企業関係に融資をしておりますところの貸付残高を御繼承になり、これが逐次回収になつておる金額はもはや相当あると思つておられますが、これに對しては如何なる運用を考慮しておられるか、この復金から中小企業に貸付しておつたものは、これを回収した際には是非再び中小企業の、やはり長期の金融に融資をすべきが當然であると思つておられますが、その点についてはどういふふうに今日やつておられるか、具体的の先ず御説明を伺いたいと思つておられます。

○政府委員(大月高憲) この日本開発銀行が復興金融金庫からの貸付を承継いたしましたので、現に回収の事務に當つておるわけでございまして、この三月末現在の計数を申し上げますれば、復興金融金庫から貸出をいたしておりました全体の金額でございまして、これは七百五十八億二千六百万でございます。そのうちいわゆる中小企業貸付でございまして、資本金三百万円以下の企業に對して貸してあります金額は、三月末現在で同じく九十六億八千九百万でございます。で、過去の回収の実績を申し上げますと、この二十六年度でございまして、昭和二十七年三月までの過去一年間に回収いたしました金額は十三億でございます。本年度、つまり昭和二十七年年度において回収を見込まれておりますものは大体八億乃至十億程度に上ろうというわけでございまして、この逐次回収されます金額がどの方面に使われるかということでございますが、勿論開発銀行の趣旨によりまして、経済の再建と産業の開発を促進する、こ

う方面に抽象的に言へば使つていくことには違ひないわけでございます。それで中小企業関係についてどう考えるかという問題でございまして、やはりこの運用をいたしましては、開発銀行の設立の趣旨に従ひまして、この金を総合的に使つて行く、こういうことになるだらうと思ひます。この開発銀行の性格をいたしましては、特に中小金融をやる機関ではございせんけれども、勿論逆に申し上げますれば、中小金融をやらぬ機関というわけでもございせん。融資の対象となります産業の性質によりまして、これを判断いたしておるわけでありまして、従ひまして今後開発銀行の運用をいたしまして、この中小企業から回収をした金額がこれだけあるというふうなことは十分含んで、中小企業に特に不便を與えるというふうなことはなからうに考へて行きたいと思ひますが、要は全体をいたしまして開発銀行の性格自体によつて適当な方法によりまして、適当な業種に運用する、こういうふうに考へておるわけでありまして。

○中川以實君 今の御説明によりまして、中小企業に融資をしておつて回収されたものは、開発銀行の本来の使命によつてこれを運用するのである、併し中小企業にこれによつて特に不便を與えるようなことはされないうという御説明であつたのであります。が、併し私はややともすると、開発銀行はいわゆる大企業に對する部面に長期の融資をするということが重点におかれまして、中小企業のごときは無視される虞れが多分にあると思つて、そこでやはり中小企業に從來融資をしておつて、それから回収されたものが再び

中小企業に還元するという原則をここににお定めになることが今日最も必要ではないかと思つておられます。殊に大企業に關連した中小企業が活潑に動かなければ、如何に大企業のみを融資の、資金の面において政府が助成をされたとしても、大企業自体も動かないことになると私は思つておられます。この点はさうな原則の御見地に立つての御方針であるかどうかをはつきり承わりたいのであります。

○政府委員(大月高憲) 中小企業の重要点に關しましては、全く御趣旨の通りでございます。日本に大企業に對する融資をすれば、日本の産業が成立して行くかどうかという点に關しましては、やはり全体の企業の中で占める中小企業の地位を考えますと、中小企業について十分考慮を拂ふ必要はあるかと存するものであります。ただ開発銀行の性格として考えますと、然らば中小企業の関係から、回収いたしました金は必ず中小企業に貸すという、いわゆる別格的な運用でもするかと、このことになりまして、やはり本来の中小企業のための制度ではございせんので、場合によりましては、逆に中小企業の関係から回収いたしました金が枠を超えまして、或いは中小企業に融資されることもあり得るかと思ひます。或る金額を枠的に運用して中小企業に流すというところは、この際としては考へないほうが適當じやなからうか、ただ運用に際しましては、十分この回収金の性格というものを考へまして、御趣旨に副うようにいたしたいと存するものであります。

○中川以實君 今の御答弁によりまして、一応中小企業の重要性は認められておるようでございしますが、殊に回収された中小企業に出しておる金より以上に中小企業に出す場合もあるという御発言があつたのであります。が、私は一応今日の場合は、その点はまだ納得はいたしません。が、質問は保留をいたしておきます。

次に伺いたいのは、今回対日見返資金の分につきましては、開発銀行が繼承をされることになるのであります。が、対日見返資金のうちより、やはり中小企業にも三十億余が私は出ておると思つておられますが、この点につきまして、一体どういふような内訳になつておるか、一つ最初に承わりたいと思ひます。

○政府委員(大月高憲) 現在対日援助見返資金から中小企業の融資として出ております金額は、同じく今年三月末現在におきまして三十億五千万円でございまして、この金額もやはり開発銀行において引受けることになると存するものでございしますが、同じく先ほど申し上げましたと同様の趣旨によりまして、開発銀行において運用いたして行くことになつております。

○中川以實君 そこで私はこの法案について承わりたいのであります。が、第四十九條の二におきまして「政令で定めるもの及びこれに附随する権利義務は、政令で定めるところにより、」と、かようにございしますが、つまり「私企業に對する貸付に係る債権で政令で定めるもの」というのは、一体どういふものでありましかうか。その政令の案でもございしたら、お示しを頂きたいと思ひます。

○政府委員(大月高憲) ここに、第四十九條の二にございまして「私企業に對する貸付に係る債権で政令で定めるもの」と申しますものは、業種を考へたわけではございまして、どういふ業種、どういふ業種のものには承継する、こ

ういうことをきめたわけではございしません。現在見返資金から貸してあります債権の大部分はこの規定によつて承継するということになると思ひます。それから政令で定めるところによつて承継すると申しますのは、この承継いたしますところの順序とか、或いは時期、こ

ういふものを詳細にきめたわけではございまして、この「附随する権利義務」といたしましては、例えば抵当権をどうするか、或いは保險金請求権をどうするか、或いは経過利息をどうするか、そういう問題を詳細に規定する必要があると思ひます。それを政令に譲つたわけではございまして、現在まだどういふ種類の業種について承継するかというところは政令案としては固まつておりませんが、大体の方針としては、大体これを引受けることになつたと思つております。

○中川以實君 今の御説明によりまして、「私企業に對する貸付に係る債権」といふのは大部分承継されるというふうなふうになつておられますが、繼承されないうものは極く僅かと存じますが、どういふものが繼承されないのでございまいか。

○政府委員(大月高憲) 今まあ大部分と申しましたものは、或いは現在のところ特に例外として考へておるものはないと思ひますが、殆んど全部と考へていいと思ひますが、ただ具体的な場合に何らかの例外的な措置を講ずる必要があるかも知れない、こ

ましては、御存じのように見返資金から一つは貸付の恰好で出ておりますし、一つは出資金という恰好で出ております。この出資の恰好で出ておりますものは見返資金に充てられ、貸付の恰好で出ております金は原則として全部引受ける、こういう意味でございまして、或いは若干前の説明が不正確であつたかと存じます。

○中川以真君 それから四十九條の三でございしますが、その末尾に「当該貸付に係る債権の管理及び回収に関する業務その他その承継した権利義務の処理に関する業務を行うことができない」と、かようにございしますが、「権利義務の処理に関する業務」というのは、一体どういふことをお考えになつておられるのか、一つ具体的にお話を頂きたいと思つております。

○説明員(橋口牧君) お答えを申し上げます。先ほど御質問がございました四十九條の二の第一項に、これに附随する権利義務を開発銀行は承継するといふことになつておりました、その権利義務の内容といたしましては、例えば抵当権或いは保険金請求権に対する質権或いは経過利息等も含まれるわけでございします。それら承継いたしました権利の処理、例えば保険金請求権に対する質権は、貸付金を回収いたしましたすればこれを解除するといふことになつておるわけでございまして、承継いたしました債権に關連いたします権利義務の処理に関する業務は日本開発銀行がこれを承継して行つた趣旨でございします。

○中川以真君 その中で私が先ほど申し上げましたごとく、いわゆる見返資金關係においても中小企業については三

十億余が出ておるのでありますが、これが回収を予想される額は相当あると存じますが、一体本年度はどのくらい回収を見込んでおられますか。

○説明員(橋口牧君) 見返資金の中小企業に対する貸付金は昨年度の実績で申し上げますと、約四億円の回収がございました。本年度におきましても昨年の実績から推定いたしまして四億円よりも上廻る数字が回収されるものと、かように存じております。

○中川以真君 そういたしますと、今の処理に関する業務の中に特に中小企業に出したものの回収金は再びこれを中小企業に還元するといふ趣旨の下に、何か開発銀行の中に中小企業の業務に関する特別な部門を設けるというふうなことは考えられておられるか、この点を承わりたいのであります。

○説明員(橋口牧君) 法律の立案の趣旨といたしましては、只今申し上げましたように見返資金から承継いたしました貸付債権及びこれに附随する権利義務の処理に関する業務を行うといふことを規定しておるわけでございします。で、只今御指摘のありましたような点は運用問題として解決してもらいたいといふわけであります。

○中川以真君 私はそこで一つ開発銀行の太田副総裁がお見えになつておられますので、先ほどから私が質問しております要点についてはお聞きを頂いておると存じますが、殊に中小企業關係に対する今後の融資に對してどういふお考えをお持ちであるか、開発銀行といたしましては、中小企業等に対してその重点をおいてないといふお考えか、それとも十分御認識を持つておら

れるかといふことを一つ明らかにして頂きたいのであります。

○説明員(太田利三郎君) これは今までは大月課長並びに橋口事務官から御説明申し上げました趣旨の通りでございします。我々のほうは趣旨の通りで、趣旨が開發銀行の本来の目的に適合するものであればこれは当然取上げたいわけでございますが、實際問題を言いますと、開發銀行は人の關係、店舗の關係から申しましても、十分な活動を、特に中小企業だけに十分な活動を開發銀行に期待するといふことはなかなか困難ではなからうかと、率直に申してそういう感じがするのでございしますが、現在のところは見返資金といふものがあつて、設備資金のほうはこれから出してあります。先ほど御説明がございました通り三十億円の融資をしてあります。市中でもこの半分ぐらいのものはしておりますので、実は六十億程度のものが出ておる勘定になつておるのでございしますが、なお且つ設備資金につきましても、枠の余裕といふものが現在すでに三十億にお残つておる。而も本年度も二十億の枠をとつてあるので、つまり五十億といふものは政府の資金だけから見ても中小企業の設備資金に廻し得るものとしてリザーブしておるわけでありまして、而もなお十分に利用されてない、こういう実情にあるわけであります。むしろこのほうを十分解決してから行くほうがむしろいいのじやないかと思ひます。御承知のように中小企業の非常に困つておりますのはむしろ長期の運転資金でございします。設備資金は今申上げましたようにむしろ枠が残つておる、こういう状況でございします。それで開發銀行と

いたしましては、この法律の趣旨によりまして設備資金だけにしか出せない、運転資金は出せないといふことになつております。この点は復興金融公庫のほうと違ふ点でありまして、設備資金だけというふうに実は限定されておるわけでございします。將來これをどういふふうにしたしまして、我々だけからの感じを申しますれば、本當にこの中小企業を十分に面倒を見る特殊の機関といふものができまして、長期資金も、或いは長期の運転資金も併せて面倒を見る、十分な手足を持ちまして、専門に見るといふ機関があれば最も適当だと存するのでございしますが、併しそういうことを解決いたしますにはお相当の時日もかかると思ひますので、それまで我々のほうとしてはできるだけの御援助はいたしたい、ただ人手その他の点から十分に御期待だけの何ができるかどうか、或いは不満の点があるかと存じますが、できるだけのことはいたしたいと、こういうつもりでおるわけであります。

○中川以真君 今のお話のごとく開發銀行として中小企業に直接貸付の業務をされるという事は、これは相當今日の御機軸上からいつても私は困難だと思ひます。そこで復金の金、又見返資金の金等に対しては、いわゆる代理貸の業務を行ひなれば私はいいと存じます。が、當然これは行われぬものと思ふのであります。殊に先ほど政府委員からお話のあつたごとく、中小企業に必要とあれば、これらの回収金以上にもこれは出すべき場合もあるといふことも言つておられるのであるから、そういうたやばはり中小企業に關する一つの部門をお作りを頂

きまして、そうして代理貸の業務を行うといふような制度を御確立になりますることが最も私は望ましいと思ふのであります。が、この点に對しては副総裁はどういふ御意見でございしますか。

○説明員(太田利三郎君) これは今申上げましたように、我々といつたしましては、やはり特殊の機関ができることが望ましいのでございしますが、併しそれまでの何といたしましては、ただ部局を設けたからと言ひましても、特にそちらのほうに金が出るというわけのものでもございせんし、実は復金自体に中小企業部といふものがございまして、現在管理第四部という名前で我々のほうに引継ぎまして、これから回収事務は扱つておるわけでございしますが、回収のほうはそのほうの面倒と申しますが、現状におきましては、今すぐにはそういう特別の部を設けて見ることがあるかどうか、或いは必要があるか存じませんが、設けたといふだけで、十分の仕事ができるかどうかといふ疑念を持つておりますので、今のところはまだこれは研究中でございまして、今後そういう機関がございするか、或いはこの見返資金の引継ぎといふものが我々のほうにいつ頃参りますか、そういうつた事情を見比べまして研究したいと思つておるわけでございします。

○中川以真君 私は復金の貸付金と見返資金による貸付金とに対する回収、その更に貸付の關係については是非一つ開發銀行の中にそういうこととお取扱いになるところの一つの部門、制度を御確立になりますることを切に要望

をいたす次第でございます。それから只今復金のほうは、もう回収の業務をやつておられると存じますが、一体回収の状況は銀行側としてどういふうになつておりましたか。これは副總裁でなくとも結構であります。

○説明員(木田利三郎君) それは全部について御質問が、ちよつと私承わりました。最高時は約千三百億でございましたが、これが本年の一月十六日、開発銀行の引越しました当時におきましては七百八十七億まで減りまして、更に三月末には七百五十八億まで減つております。そのうち中小につきましては、実は各部で取扱つておる部分がありまして、非常に入り組んでおりますので、正確な数字を実は持つておりませんのでございすが、先ほども政府委員から説明がありましたが、現在残高は九十六億八千九百四万でございますが、大体一年に八億から十億程度の回収の状態になつております。昨年は十三億でございます。本年は八億から十億くらいの見当、こういうふう

に予想しております。

○中川以良君 私は殊に復金の融資等は回収不能のもの、困難なものが相当にあるであらうと思つておりますが、ただ今日の日本の経済情勢から見まして、当然強くこれを回収をして頂かなければなりません。殊に回収急なるがため、折角今立直らんとする産業がそのために逆効果をもたらすというやうなことがないよう、この点は十分一つの緩急よろしきを得て処理を頂くことを特別にお願い申上げるものでございます。それから見返資金の中小

企業に対する貸付分が先ほどもお話のあつたごとく、十分に活用されていないという点を御指摘になつておるのであります。私も全くその通りだと思つております。そこでこれは只今のところは長期の設備資金だけに限られておりますので、今日中小企業が最も渴望をいたしておりますことは、これに伴うところの長期の運転資金が調達できないければ、中小企業の発展が十分に行かないのでありますから、この点に關しては、銀行局御当局とされまして、どういふふうにお考えでございましょうか。

○政府委員(大月高君) 見返資金の運用の方針の問題になつて来るわけでございすが、現在のところ、只今御指摘の通りに中小金融に關しましては、設備資金のみに限られておるわけでございすが、これに關しましては産業界の方面といたしましては、長期の運転資金もその対象として加えてくれという御要望がございすが、これは十分承知いたしておるわけでございすが、この關係は御存じのようにアメリカからの援助資金の見返りになるわけでございまして、相当アメリカ側の意向も尊重いたして運用しなければならぬという、今までのいきさつから申しまして、御要望はございしましたがけれども、やはり設備資金に限つて運用されておるわけでございすが、今後これに加えて長期の運転資金までも取上げるかどうかという問題でございすが、率直に申しまして、独立いたしましたから、すぐにその運用方針を変えてしまふということも如何であらうかという思惑もございすが、今後

十分に慎重に検討いたしまして善処いたしたいと存じます。

○中川以良君 この点今日強く要望されておることでございすが、是非一つ長期の運転資金につきまして、特段なところの御配慮をお願いをいたしたいと思つております。それから見返資金關係が今後開発銀行から代理業務として貸出されるもの、或いはその他のものにつきましても、どうも金融業者といたしましては手続が非常に煩雜でございすがために、これを利用することを欲しない。殊に協調融資でございすがために、これは只今三割の分もございすが、大半五割が金融機関が負担をしておるというやうな点もあるものであります。これらのことにつきましては、やはり金融機関の負担は三割に是非して、もうしてこの取扱ひをもつと簡素にいたしますことが必要かと思つてあります。又借受けるほうにいたしまして、非常に時間がかかりましたために非常に必要な時期にこれが間に合わないという憾みがある所にあるのであります。これらの点につきましても改正される意思があるかどうか、銀行局といたしましてのお立場を一つ承わりたいのであります。

○政府委員(大月高君) 見返資金の運用に關しましての御意見でございすが、御趣旨は御尤もだと存じます。中小企業の場合はあるけれども十分に出ておらないというところの原因が果して手続のみに附せられるかどうか、これは疑問であるかと存するのであります。が、まあ何分政府の資金といたしまして十分の審査をいたしまして、なおその回収についても確実を図るといふ建

前からいたしますと、やはり一般の金融と同じやうにというわけには行かないと存じます。ただ手続が煩雜であるがためにこの運用がうまく行かないというところは勿論本旨ではございせんので、この実際の仕事は現在日本銀行に任せてあるわけでございすが、その改善の方策につきましては随時双方において研究をいたしておるわけでございすが、今後御趣旨によりましてできる限り事務の簡素化を図つて行きたいと考えております。

○中川以良君 なお私はこれに關連いたして特別にお願いをいたしておきたいことは、この償還回収に當りまして金融機関の協調融資の面をまあ優先的に償還が認められるやうなことに是非にせよ。更に中小企業は担保力がなないのでございすが、信用保険、又信用保証等の制度を活用いたしまして中小企業の負担の軽減を図るといふやうな点につきましても十分なる一つ御検討を賜わりたいと特別にお願いを申上げる次第であります。

それから最後に私は關連してこの中小企業の面についてお伺いをいたしたいことは、資金運用部資金法におきまして貸付のできます先といひますものは国民金融公庫、それから帝都高速度交通営団、それから電源開発公社、これは目下審議中でございすが、關係となつておる中で、最も中小企業に對して重要な立場にございします。商工中央金庫並びに農林中央金庫に對しましては直接資金運用部資金の貸付ができないことになつておりますが、これは当然私は今日中小企業の重要性が叫ばれております際に

おいて、これを改正いたしまして資金運用部資金より農林中金、商工中金には少くとも貸付ができるという制度をとるべきだと思ひますが、これらの点について御検討になつておられるか、どういふふうにお考えであるか、到底どういふことは考えられないという御趣旨かどうか、その点を明らかにして頂きたいと思つております。

○政府委員(大月高君) 御存じのやうに資金運用部に入つて参ります金は、その大宗が郵便貯金にございまして、零細な貯蓄から成つておるわけでございすが、従いましてこの資金の還元につきましても十分に国民経済全般に行渡るといふ方針でやるべきだと存するのですけれども、只今のお尋ねの商工中金、農林中金につきましても、やはりこの機關が農林水産業、或いは中小商工業に對する資金供給源であるといふことは十分に認識いたしておるわけでございまして、これに對する資金の供給をいたしましては、現在資金運用部におきまして農中、商中の発行いたします金融債を引受けるという恰好で資金を供給いたしておるわけでございすが、御存じのやうに現在銀行等の債券、勸銀、北拓の三銀行と農中、商中を合せて五つの金融機關において金融債を発行いたしましてこれを一般にも売りますが、その発行いたします債券の六割までは資金運用部において引受けてよろしい、こういうことになつております。

〔委員長退席、大蔵委員会理事大矢半次郎君委員長席に着く〕
現実の実績から申しましては発行の都度資金運用部の資金にできるだけ余裕

を作りました。この引受けを促進いたして、おるようなわけでございまして、実績から申しまして現在この農中、商中の発行いたしております金融債の約半額程度は資金運用部で持つておる。

従いましてこの借入金をやれるかどうかという問題は、まあいわば一つの技術的な問題かと存するのであります。将来もできれば金融債の方針で資金を還元いたして参りたい、こういうふうに考えております。

○中川以真君 金融債を引受けけるのはよく承知いたしておりますのであります。が、この商工中金の割引債券のごとき、これは引受けけるということをお蔵大臣が言明をしておるにもかかわらず、今日今以て引受けをいたしてないという状態でもあります。こういう点から申しましてやはり私は今日中小企業の金融に對してどうも政府は生ぬるいと思わざるを得ないのであります。が、これらの点更に十分御検討を頂き、私は資金運用部資金が直接貸付ができるように是非して頂きたい、ということをごに要望いたしまして、この点はこの法案には直接関係がないので、今日はこれ以上の質問は差控えることにいたします。

最後に銀行局並びに開発銀行御当局に特に私はお願いを申し上げたいことは、再三言うようにございまして、復興金融金庫並びに見返資金から中小企業に出しておりますところの資金は、これが回収の際には是非でも再び中小企業関係に還元をされるような趣旨の下に運用せられんことをお願い申し上げます。

○委員長代理(大矢半次郎君) 日本開発銀行法の一部を改正する法律案につ

いてこの際質疑がこれ以上ありませんければ、一つ国有財産特別措置法案の質疑に入りたいと思ひますが、如何でございましょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長代理(大矢半次郎君) それでは次に国有財産特別措置法案を議題に供します。御質疑のあるかたはお願いいたします。政府からは国有財産第一課長の木村説明員が見えております。

○栗山眞夫君 この国有財産の特別措置法のうちで我々通商産業委員会の委員として関心を持つておりますのは、第九條の運用に関する問題であります。これはなせさうなことに関心を持つたかという通産委員会としてのこれは代表意見というわけではございませんが、考え方を先ず御認識を願つておきたいのであります。実は昨年の暮に御承知のように企業合理化促進法案が衆議院を通過いたしました。参議院へ参つたのであります。当時私も参つたのであります。中小企業の合理化を徹底的に行われない限りにおきましては、日本の産業全体の企業合理化といふものはあり得ないという観点に立ちまして、中小企業の合理化がどの程度進められるのかというところを集中的に政府当局に質したものであります。又議員提出法案でありましたから提案者の中村代議士にも各方面からお尋ねをいたしたのであります。ところがだんだんと企業合理化促進法を調査して参りますと、特定の業種の面も相當に設備をみずから力で更に更新し得るような優良大企業に對しまして、自力で設備の更新を行つた場合、税制の面から償却その他について経費の措置、猶予の措置をとるといふことが中心になつておるのが明らか

になつたのであります。そこで私もといたしましては、大企業のうちで事業經營に非常に難航しておりますものについて原単位の下に向うための合理化の問題は残るのではありませんけれども、これと並行いたしまして中小企業の合理化をどの方面から進めるかというところをいろいろと所信を置して行つたのであります。そのときに當時の提案者並びに政府のただ一つの中

小企業に對する対策として、国有財産の処分によりましていわゆる国が持つておられますところの産業機械を老朽化したところの中小企業の機械の更新と交換することによりまして設備の更新を行い、そうして合理化をやつて参りたいということに殆んど盡きておつたのであります。そこで私もといたしましては、これに相對應して計画されております国有財産特別措置法の第九條の運用につきましては、極めて高い関心を持つておるのであります。この法律案の大体の趣旨は国有財産のいわゆる処分法であります。処分法でありますけれども、我々はその中で第九條の精神からいたしまして、ただ單に国有財産を処分するといふ精神だけではなくして、国の或る意味の補助によりまして中小企業の設備更新を行い、中小企業の振興の効果を現わして行くという工合にいたしたいと考えておるのであります。ここに同じ法律案の中で改正事項が盛られておりますけれども、その精神は相當異なつたところにある点を先ず大蔵當局においても御理解を願つて置きたいと思ひのであります。そこで先ずさういふような趣旨から出ておられますことを一応御理解願ひまして、私がこれから試み

まするところの二、三の質問にお答えを願ひたいと思ひつてあります。第一点は只今国有機械といふものはどれくらい台数があるのか、それを伺ひたいと思ひます。

○説明員(木村三男君) 第九條の対象になります機械を總括的に申し上げますと、最近の資料でございますが、経過を申し上げますと、賠償指定のものは最初三十六万台ばかりございました。そのうち中間賠償で撤去いたしましたのが四万四千台、それからスクラップとして処分してよろしいというので解除されましたのが六万六千台、残存いたしますのが二十五万台余りになります。が、そのうち一時使用認可という形で動かされておりますのが、五万四千台余りになります。差引いたしまして現在十九万七千台ばかり残存しております。動かさないで残つておるといふ勘定になるわけでありまして。

○栗山眞夫君 只今お話を相成りました十九万七千台でございますが、この中にはもうくず化しないうちやならないようなものは入つておられますか、或いは全部これは使えるものでございませうか。

○説明員(木村三男君) この中には性能別に見ますと、ほかに転用しても役に立たないようなものも含まれております。

○栗山眞夫君 それは何合くらいですか。

○説明員(木村三男君) この第九條の運用につきましての調査になりますと、今まで通り機械の名称とか所在地とかいう観点と異にしまして、大体これは中小企業の交換に行くようなものじやないか、或いはこれは包括的な転用の

中に含まれるのじやないかというふうに分けたいと思ひつて、作業中でございますので、はつきりと手許には目下のところ資料が出ておりません。

○栗山眞夫君 誠に面倒かと存じますが、これは先ほどから申し上げましたように、機械一台に對しては非常に非常に強い関心と高い配慮を以て行わなければならぬものであります。従いまして先ほどあなたが言われました三十六万台分には對しまして、すでに処分を終つておりますもの、又処分を終つていないもの等に分けられまして、その機械の種類とか、或いはその機械があらま

する場所、こういうものを一覽にして資料として御提出を成るべく早く願ひたいと思ひつてあります。そうしてその内容といたしましては、すでに一時使用認可をいたしまして使用をいたしておる、それから今駐屯軍で使用しておられるものも相當あるわけでありまして、そういうものがどれくらいあるか、それからもうくず化しなければならぬものがどれくらいあるか、それから先ほどあなたが言つておりましたように、機械設備をいたしまして他に転用の不可能、いわゆる工場に据付けになつておられて、転用すればもう用をなさないことになる、こういうようなものがどれくらいあるか、それから従いまして残りのものは結局この第九條によるところの交換制度の対象になるものというところになると思ひます。

○説明員(木村三男君) いろいろと御質問に對しましては機械の種類並びに集積の場所等の内容を明らかにされた資料を一つ提出願ひたいと思ひます。

○説明員(木村三男君) 極くあらつばいものでございましてならば、すでに

でき上つて関係の委員会にお送りして
おりますが、お話のように今までの台
帳整理の固有財産的な観点ではなく
て、産業的な観点から区分して行く
という事は誠に必要なことでありま
すので、できるだけ早い機会に資料と
して差上げたいと存じます。

○栗山農夫君 それから次に、局長は
まだですか。

○委員長代理(大矢半次郎君) 病気で
休んでおられます。

○栗山農夫君 ああそうですか。
それからその次に伺いたいのは、大
蔵省の考え方といたしましては、今度
の交換制度は先ほど私が申述べました
ように、産業機械の合理化のために国
が所有するところの機械を最も低廉
に、最も有効に交換をいたしまして、
そうして産業の原単位の下に貢献す
る、そういうような考えを第一義にし
ておられるのか、或いは又国が持つて
おります機械を成るべく早く処分を
終りたい、こういう考えでおやりにな
つてゐるのか、そのものの考え方を一
つ伺いたいと思つておられます。

○説明員(木村三男君) 今回の特別措
置法制定の趣旨といたしましては、大
きな方針といたしまして、今までの固
有財産の関係の考え方を大きく飛躍さ
せまして、財産を管理するとか、処分
するとか、処分するとかいうことより
も、更に進んで企業の合理化、公益上
の目的等に積極的の固有財産処分の面
から寄與させる経済政策的な面を織込
んだ趣旨といたしておるのであります。

○栗山農夫君 そういたしますと、企
業合理化促進法の審議の過程におきま
して明らかにいたしましたような、いわ

ゆる企業合理化の精神というものを十
分にこの法案の立案においては承せ
られて作られたものであると、こう理
解してよろしいと思つておられますか。

○説明員(木村三男君) 結局この関係
の事務は單に固有財産を交換する、台
帳につけるということでしたら我々た
けでできるものであります。ところが企
業合理化の大きな目標を持つて固有財
産処分の面からお役に立つというわけ
でありますから、どうしてもここに
通産省方面の積極的な御協力を得なけ
ればならぬ、考え方によつてはそうい
つた面についてはむしろ通産省のほう
で主として案を立ててもらつて、ぐら
いな堅持で以てこの政令その他の措置の立
案に當つておるわけでありまして。

○栗山農夫君 大体よく御理解を頂い
ておるようであります。私も通商産
業委員会の委員としては非常に満足で
あります。そういう考え方第九條
の運用については行政的な処分等の行
い方についても大体お考えになつてお
ると、こう考へてよろしいと思つてお
られますか。

○説明員(木村三男君) 只今申し上げま
したことを繰返すようではあります。ど
うしてもこれによつて企業の合理化と
いうものが促進されなければならぬ、
そういうふうな運用されなければ法の
精神を殺すことであると思つておられ
ますので、この点は私どもも虚心坦懐この
方面の造詣の深い、詳しい官庁に
連絡いたしまして遺憾のないように取
計らいます。

○栗山農夫君 そのことは重ねて伺う
ようであります。そういう實際に産
業界の緊密なる連絡を持つておる行政
の担当者には大蔵省は相当連絡をとられ

るという意味を加えて實際の実務をお
任せになる、こういうようなお考えは
ございませんか。

○説明員(木村三男君) 実務と申しま
すと、まあ面が二つあるわけでありま
す。つまり、固有財産として旧軍用財
産を管理するという立場から見ます
と、管理保全のほうではこれを間違
ないようにつけて行かなければなら
ないという関係で現在九千九百八十人
ばかりの監視員を要所々に置きまし
て問題の起らんようにしております。

○栗山農夫君 そういう部分はいゆる事務的の關係
で責任を負いたたい。それから又交換を
する場合に一つの基準がきまります
が、その基準に當てはめて事務的に考
へて行くのはやはり大蔵省の我々の責
任でありますから、そういう方面は私
どもは責任を負いたたい。

○栗山農夫君 只今の本省ですでに保
留になつておるものと、それから地方
の権限において保留されておるもの
がございますが、これのやはり機械別と
それから各地方局別ぐらゐの内訳を一
つ提出願ひたい。

○説明員(木村三男君) まとまり次第
さういたします。

○栗山農夫君 なぜ私はそういう質問
を出すかと申しますと、最近我々が耳
にしておりますところによりますと、
この交換制度、いわゆる固有財産の特
別措置法の問題が起きて以来、現
場においては先ほどあなたが申したや
うな精神から若干離れたような
動きがあるやに私も聞いておるの
であります。例えて申しますと、この一
時使用の許可申請書が棚上げになつて
おつたのでありますけれども、それに

○栗山農夫君 そういふふうによつて
頂くといふことになると、私どもとし
てまあそれ以上の言ひ分はないわけ
であります。それが一番よからう、こ
う考へるのであります。

○栗山農夫君 重ねて伺いたいの
でありますが、これは今までに一時使用
の許可申請を提出いたしました、それ
が保留、棚上げになつておられますの
はどれくらいでありますか、これをちよ
つと伺ひたい。

○説明員(木村三男君) 各財務局で受
付けて、そして本省のほうに持つて
来て、結局保留しておるというのが一
千二、三百件あつたと思つておられま
す。地方のほうはちよつと事情がわか
りませんのすが、目下調査中であり
ます。ただ平和條約発効の前後にと
にかく書類を提出していただければいい
じやないかといふことで無理やりに置
いて行つたやうなものがかなりあるよ
うでありますので、その辺の数字がど
んなふうになつておるか、又実情はど
うであるかといふことを目下調査中
であります。

○栗山農夫君 只今の本省ですでに保
留になつておるものと、それから地方
の権限において保留されておるもの
がございますが、これのやはり機械別と
それから各地方局別ぐらゐの内訳を一
つ提出願ひたい。

○説明員(木村三男君) まとまり次第
さういたします。

○栗山農夫君 なぜ私はそういう質問
を出すかと申しますと、最近我々が耳
にしておりますところによりますと、
この交換制度、いわゆる固有財産の特
別措置法の問題が起きて以来、現
場においては先ほどあなたが申したや
うな精神から若干離れたような
動きがあるやに私も聞いておるの
であります。例えて申しますと、この一
時使用の許可申請書が棚上げになつて
おつたのでありますけれども、それに

對しまして若しこの法律案が通りまし
て棚上げになつたものが永久に棚上げ
になつて、そしてほかの企業に廻つ
たのでは大變である。この際法律案の
成立を見る前に、一時使用の許可申請
分だけは早く解決をして処分をしてし
まう、こういうような動きがこれは業
者にもあるだらうけれども、又地方の
出先機関の係官にもそういう考え方
がありまして、進められておるやに私
どもは聞いておるのであります。例え
ばここに私持つておるのであります
が、石川県の某新聞に載つた記事の抜
萃であります。これは「七十八台使用
許可」といふ見出し「旧賠償指定機
械」といふのがありまして、「北陸財務
局が金澤市野田町など四箇所に保管
中の旧賠償指定機械についてかねて
県内、県外各主要事業場から五百三
十台の一時使用許可申請が同局を通
じて大蔵省、旧総司令部に提出され
てゐたが、このうち十工場に對し工
作機械七十八台の使用(県内四工場
官庁十三台)が四月七日及び二十五
日の両日付で使用を許可された旨
十二日同局宛通知があつた。対象工
場及び台数は次の通りであるが、こ
れで同局保管分で一時期使用を許可
された台数は合計二百四十四台(県
内百三十九台)となり今回で打切り
となつた。品川精機(金澤)八台、警
察予備隊(金澤)二台以下省略。

なおこれら旧賠償指定固有機械は今
後民間事業場に拂下げられるが、一
時使用許可分についてはその使用者に
優先的に行われ、又その他の分につ
いても同局では現在国会で審議中の
固有財産特別措置法案の実施と関係
なく、拂下げを行ふ予定なので拂下
げ希望者の申出を待つてゐる。」

こういう新聞記事があるのであります。このことは先ほど来、私とあなたの間においていろいろと質疑応答をいたしましたときに明らかにされた大蔵省の精神とは相当違つておるかと思はれるのでありますが、こういう事実があるのかどうかを一つお答えを願ひたいと思ひます。

○説明員(木村三男君) 一時使用認可の關係は、丁度平和條約発効と同時に賠償という關係がなくなりましたもので、それから、その後は申請しても意味がない、結局一時使用認可という制度はそれ以後は全部適用されない、それはそれで關係は全部司令部のほうに持込んで最後に回答の遅れ方が恐らく今お話をあれじやないかと思ひます。それから私どものほうとしましては、一時使用認可中のものを全部御破算にして交換のほうに廻すということはちよつととり得ない措置でありますので、この辺は既得権尊重でその後未解決のままになつておるものにつきます。これは余り責任を感じておりませんけれども、まあ出先の機關などがいろいろ事務上の關係で遅れた、或いは持つて行つても無駄だといふのでとめておいてくれ、それから個々の案件についてやや氣の毒のようなものがあるのじやないか、そういうものにつきます。これは考慮し直す、ただ書類が出ていたから全部優先的に考へるといふようなことはいたしておりません。又一時使用認可中のやつでも中小企業であるといふような場合には交換の制度も適用し得る、そうでない場合は御破算にはできませんから、やはりこれは既得権尊重といふ意味におきまして、そのほうを

優先すると考へるのが常識じやないかと考へるわけでありませう。

○栗山眞夫君 とにかく占領軍が日本におりました間において一時使用といふ特別の制度が設けられ、そうしてそれが実現しなかつたままです。講和條約の発効によつてすべてが御破算になつた、こういうものについては先ほどあなたがおつしやつたような工合に、新しい観点に立つて国有財産を用いて企業の合理化のために盡そうといふことになりませう。それは仮にそういふ今まで一時使用認可を得べきものが仮にあるとして、そうして過去の経過からして、当然この法律によつて選考されるときに若干の中心が加えられるといふことは、それはあり得るか知れませんが、今この法律案が国会において審議されておる過程においては、そういう取扱をされるということは、私はちよつと理解いたしかねるわけですね。そこでこの切替の前後で、今あなたがあつしやつたような全国的に一時使用認可の保留分の中で、処分をせられたものがどれだけあるか、先ほどの資料の中にこれを附加して頂きたい。例へばこの新聞に出ておつたようなものは一つの例であります、こういうものを附加しておいて頂きたい。

それからもう一つ伺ひたいことは、そういうような仮一時使用の申請について、今あなたのおつしやつたような処分をするにについては、やはり大蔵省から出先機關のほうにそういう通達でも出ておるのであります。

○説明員(木村三男君) 最近に出先機關の關係者の會議を開きまして、そう

して大体法案の進行状態、それから通産省方面との話し合いの進行過程などをよく耳に入れておきました。それと同時に又一時使用認可中のものにつきましては、まあ今急いで最終の処分をしないで、まあいい、まあまあ最長半年くらいはそのまゝの状態を充てなと指示いたしておきます。それから只今御指摘の交換制度の關係の法案が進行中に、いわゆる一時使用認可の關係がなくなつたので、今度売るといふふうな方針を変えてあつちこつち売るといふような情勢は、余り私どものほうの耳にも入りませう、大体そういうことは報告としてすぐ出先から申報しております。私どものほうといたしましてはとにかく交換制度といふものをよく慎重に考へなければならぬ。それにつきましては全国的な枠を作らなければならぬ、こう考へておりますので、そのほうにも差支えありますので、又重ねて今度部長會議がござりますので、更に進んだ方面の審議をした

ので、更に進んだ方面の審議をした

○栗山眞夫君 そうしますとまあ仮に一、二カ所で行くという大蔵省の方針と違つたことが行われたとしても止むを得なかつたと思ひますが、今後は少くともそういうことのないように、少くとも交換制度の中で全部のものを始末して頂く、こういう工合に取扱つて頂けるよう私は強く要望したいのであります。そういう工合に考へてよろしくございますか。

○説明員(木村三男君) 只今御指摘の通り私どもはこれから仕事をやりまします場合には、或る一定の機械を売つてもよろしい、交換してもよろしいといふような態度では計画的な運営ができませんから、交換に廻すものはこれ／＼というふうな枠を作りまして、それから一時使用認可のほうで何とか片付けるといふものとは別にしまして、こういう關係のやつは範圍と數量をはつきりとしておきます。

○栗山眞夫君 その一時使用認可の關係は別途に考へたいとお考えが、私ちよつと理解しにくいのでございませうが、それはやはり一時使用認可申請をいたしましたものも、設備合理化のやうな考へ方を以て申請しておるのではないのですか。

○説明員(木村三男君) 一時使用認可中のものは、最近のやつもありませうけれども、前から機械を動かして産業界にかなりの貢獻をしてゐるわけでありませう。それをよそのほうに持つて行かれますといふと、その企業自体が非常に困つて来る、そこはお互に同志でありますから、そういう交換制度やなんが考へない前からすでに機械を動かして相當の事業成績を挙げておつた。それを一朝一夕にしてお前は中小企業者ではないから取上げるといふことになる、又全体としての合理化の線がそこから崩れて来やしないかと考へておつたので、一応すでに許可済みのものにつきます。或るべく優先してやりたいといふのが私どもの率直な氣持であります。

○栗山眞夫君 それから最近私どもの耳にしておることは、いわゆる日米經濟協力と申しますか、新々特需と申しますか、いわゆる曾つての軍工廠の拂下等が一時ストップの状態になつてゐるものもありませんが、再び曾つての軍工廠と同じような性格でスタートさせるのではないかと考へておることも甚

せんから、交換に廻すものはこれ／＼というふうな枠を作りまして、それから一時使用認可のほうで何とか片付けるといふものとは別にしまして、こういう關係のやつは範圍と數量をはつきりとしておきます。

間に噂が飛んでおります。従つて、先ほど述べられました多数の機械といふものが、そういうような情勢下においてそういう用途に使われるといふやうな見通しはあります、ありませんか、これをお聞きしたい。

○説明員(木村三男君) 行政協定の三條かと思ひますが、区域と施設につきまして、向うの必要なやつは使用せるといふ規定になつておりますが、ここに施設といふ文句がありますが、私どものほうとしましては、場所、設備、補助設備といふものは、これは仕方ないにしまして、どこへでも持つて行けるような機械、これは先方で許可すればいいのではないかと、ですから機械ぐるみやるのではない、ただその工場、或いはその他の設備を動かす上には必要最小限の附屬品みたいなものはやはり行政協定の關係で行くといふふうにはつきりしてゐる、施設並びに機械まで中に入つてゐるものを全部持つて行かれてしまふといふことは、私どもとして容認できないといふので、合同委員會を通じて交渉して行きたいと思ひます。

○栗山眞夫君 これから解決されるわけですか。

○説明員(木村三男君) 行政協定の關係は、最近新聞等ではいろんな箇所が出ておりましたけれども、あれは合同委員會のほうで向うの要求になつた箇所にはまだ連絡がないのであります。そこで、先方がこれが欲しい、こう言ひました、という／＼の角度から我がほうといたしましては、學校關係であるとか、或いは經濟的な観点からいろいろな意味でそこが關所になるわけであ

りますので、そういう関係は今後関係各省などの要望によりまして、折衝の内容に織り込まれるものと了解しております。

○栗山眞夫君 一つ例を挙げますと、曾つて軍工廠があつた、そこにボイラーとか、発電所とか、或いは変電設備がある、多数の工作機械があるという場合に、移動できるものは全部取るといふことになりまして、あとで作業するのには全部そういう工作機械その他入れなくちやならんわけですね。ところが、今駐屯軍が行政協定によつてこれが欲しいと言われまして、ときには、その工廠を運転させるためには欲しいのだらうと思ひますが、そういうあんなの今おつしやつたような交渉というものは、実際実現可能なんではないか。

○説明員(木村三男君) これは内輪語のようでありまして、米軍の直接の事業としてやるような場合、工事をやるような場合、或いは或る下請のような業者を入れてやらせる場合、二つに分れると思ひます。そこで問題は、おのづから分れるのでありまして、どこか下請をするような会社を連れて来て、そうしてその者に事業をやらせるためにこの施設が必要だといふようなことは、行政協定の意図するところではありせんから、これは、あの関係の法律は適用ないというふうに考へておりますが、先方のほうも理論としてそれに賛成しております。それから、軍自体がやるというような場合に、今御指摘のような点があるわけでありまして、自分で工場を運営したい。併しこれもアメリカ本土における実例はどうかと言へば、自分でやはり工場

を使うときには機械をはから買つてやないかといふふうなことから、理論上の根拠から押して最中でありまして、私どもは決してこの主張が破れるとは思つておりません。

○栗山眞夫君 そうすると、問題になりますのは、米軍の意思によつて、誰か日本人の人が下請工場として要請をされて、その交渉を受けたという場合に、その工場の中の機械設備を、国が持つておる機械をそのまま使用させるようにしないかといふようなそういう話が起き、そうして又それに応じなければならんといふような情勢があるのかどうか。

○説明員(木村三男君) 将来の問題として、或いは余り起らないかといふことは、今のところはつきりしません。ただ、そういう場合に、行政協定関係の法律で以て処理するべきではなくて、国有財産一般の処理ということになつて参りますので、私どものほうとしては、国が国有財産全般の処理は、先ほど申し上げました通り、交換制度というものができておる。それから又普通の意味の売却の問題もある。そこを相互調整して行くという線に乗せまして、そうして調和のとれるように運営して行きたいと考へております。

○栗山眞夫君 これは一つ委員長にお願いを申し上げて置きたいのであります。願ひ、相当なまづつた工作機械を交換制度によりまして放出をして、そうして産業、特に中小企業の合理化に役立たせたい、こういう目的で法律案の準備をしておるわけでありまして、ところが今言われました駐屯軍が意図しておるこの間のいわゆる直接或いは間接の會

つての軍工廠のような形式のものでございまして、そうしてまづつて今交換に使いたいといふような機械が流れる、流れざるを得なくなるということになりますれば、この意味が半減することになるわけだと思ひます。従つて、今課長のお話を伺つておられますと、その心配がないようにも伺うのであります。が、これは一つ局長か或いは大臣に出席を求めて、もう少しはつきりいたして置かなくちやならん、こう考えます。中小企業者に羨望をさせてしまふといふようなことがあつては、これは断じてならんと思ひますので、その点はやはりはつきりいたして置きたい、こう考えますから、さうな一つお取計らいを頂きたい、こう考えます。

それからその次に、この法案による交換の実施に関する点は全部これは政令に一応委任せられておることになつております。我々の知りたいのは、政令にそういう工合に委任されましますならば、政令の内容が知りたいと思ひますのであります。従つて、もうこゝまで法律案を準備されて参つたわけでありまして、政令案も準備を願つておる。この委員会に御提出を願つて、そうして説明を承わりたいと私は考へるわけでありまして。

○説明員(木村三男君) この法案全体についての政令委任事項は五つばかりでございます。そのうち只今問題になつております九條関係がなかならず骨になる部分であります。ほかの部分は申請の様式であるとか、手続的なことが多いいのでございます。ところが九條関係になりますと、先ず交換の相手方を

どうするか、これは先ほどからお話の通り中小企業者に限る。更に又小さな、こういう業種でなければいかんかといふような点は制限しないほうがいいんじやないかといふふうに考へております。

それから交換についての評価の基準であります。これが非常にむずかしい問題でありまして、まだ通産省のほうとお互いに智恵を出し合つておるのではありませんが、どういふふうにしたらすつきりとうまくできるかといふので、二つ、三つの案がありますが、まだこれが最良であらうといふところまで来ております。省のほうと協議をいたした部分はできておりますが、結局このところだけが非常にむずかしいといふことになつておりますので、それがまゝとりましたらお目に掛けます。

○栗山眞夫君 修正案の内容はまだ未完成といふのは、通商産業省とのまだ未解決事項があるようであります。緊急に一つその点は解決せられまして、この委員会にお出しを願ひたい。そして私も少しはしては、第九條に非常に関心を持つておるのであります。それから、従つてこの連合委員会は、只今私いろいろな資料をお願いいたしましたところ、この資料が揃ひましたところ、もう一回お聞きを頂きたい、そして我々の考へておるところを質したいと思ひますから、かように一つ御了解を願ひたい。

それから政令の内容の問題で、やはり三點ばかりあると思ひますが、この点について一つ大蔵省と通商産業省と御協議願ひますときに、是非一つ参考に取り入れて頂きたいと思ふ点がある。

ります。その第一点は、今お話を合つたところで大して問題がないようでありまして、私も安心をするわけでありまして、それは企業合理化促進法でも御案内の通りに、各地方庁、地方庁と申しますか、そこではいわゆる企業の診断等が行われておまして、どの企業はどうかといふ程度の企業合理化ができるかといふこともほぼ明らかになりつゝある。従つてこういう機械の交換の相手先、或いは又交換する機械のその工場に必要な台数とか、交換する機械の種類とか、こういうものの選定ですね、割当選定と申しますか、そういうものは地方庁としてとにかくやらせると、こういうふうな工合に是非とも政令の内容において明らかに私はして頂きたいといふことが一つ。そういうお考えと先ほど伺ひましたから、私は通商産業省のほうと異存がなければこれは実現するものと考へますが、それでよろしいと思ひますか。

○説明員(木村三男君) 趣旨において私ども決して異存があるわけじゃないのであります。ただ政令に書きまします場合に、或いは割当とか割当証明とかいふような固苦しいことを書く必要があるかどうか、まあ法制上の考へ方などありますが、そこで私どものほうとしては、やはり最終的に台帳を整理したり、正式の形にしておかないと、検査員や何かあるさういふものでありますから、そういう締括りの仕事をしなければならぬ関係上、申請書は結局大蔵省のほうに出してもらうことにしては困るので、政令の關係は、県のほうの証明を持つて来いといふことなら

○説明員（木村三男君） 業種の選定に

合理化の熱意には応えられないという
ようなことに私はなろうかと思いまし
て、まあ実例を挙げるまで私資料を持
つておりませんが、私はまあ若
干そういう機械の設備の配列等には経
験がありますものでそういうことを申

来てトラツクと換へるとか、それから又印刷機械で以て紡績機械とも換へ得るというようなことじや工合が悪いだらう。少くとも似たようなものでないとまあ交換に廻わそうという人の態度もきまらんし、国のほうの方針がわか

のでありますが、ただ一つ非常に面白い意見として私どもに要望されておりますのは、これは全日本中小工業協議会というのがございます。そこでは中小企業のいわゆる設備金融と申しますか、そういうようなものが非常に

けて、現地関係者を集めてまして、いろいろ検討したこともあるのであります。そのときに、どうもどうやつてもなかなかむずかしい。つまり交換ということになりますという、やはり自分のほうの機械と向うのほうの機械とを比べて見なければいけません。その際を而直

というものをそろばんで弾き出して差額があれば差金、等価であればそのまま交換できる、そういう関係なんでありますが、価値だけではわからないし、又性能だけではわからない。そういう関係でやはり政令のほうで基準を機械的にきめてしまつて、これに合せて行けばすぐに作業ができる。又相手を肩のように見てこつちを高く見るとか、或いはこつちを肩のように見て相手を高く見るといふようなことじやなくて、業者全体に通ずるような形を作つて行かなければならんということで、どうやつたら手続が簡便であるか、そして只今お話のような、中小企業者のほうに差金をたくさん出さんでもいいような方法があるか。そこで私どものほうとしては、成るべく機械はすぐさまに動き出す、そして又中小企業者のほうは余り多く差金を出さないといふような方法を考えようじやないかということで、私どものほうでも実は研究中、通産省のほうでもその点でお考えがあるようですが、どうやつたら一番いいかという案は二、三ありますが、そのうちから選びたいと思います。

○栗山夏夫君 私の今日の質問はまあこの程度で打ち切りをいたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 質疑も大分残つていますのでありますし、大蔵大臣、それから管財局長の出席を求めておられますが、又資料によつていろいろございますので、次回の連合委員会は又通産委員長と合議の上開催いたします。

本日はこれを以て散会いたします。

午後零時三十八分散会

昭和二十七年五月二十九日印刷

昭和二十七年五月三十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷片